

浜 市 市 第 4 2 号

平成30年5月8日

南関東防衛局長 様

浜松市長 鈴木 康友

第41教育飛行隊の美保基地から浜松基地への移動について（要請）

平成29年5月15日付け南防企地第3728号をもって通知がありました標記のことにつきましても、理解いたします。

しかしながら、市民は住宅密集地の上空を飛行する航空機の騒音被害の負担及び安全性への不安を抱え続けていくこととなります。

防衛省はこうした実情を十分踏まえ、市民の不安解消につながる安全・安心対策はもとより、基地の存在及びその運用に伴う負担について改めて認識いただくとともに、市民生活における安全・安心の確保のため、下記事項につきましても、特段の措置が講じられるよう強く要請します。

なお、下記事項の詳細な内容につきましては、別紙のとおりです。

記

- 1 市民の安全・安心を確保するため、操縦者に対する安全教育の徹底及び航空機の整備等における安全管理に万全を期すこと。
- 2 生活環境に支障を来さないよう、騒音対策に最大限の配慮をすること。
- 3 生活環境整備について一層の対策を講じるとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び防衛施設周辺整備事業について、これまで以上の措置をすること。

# 別紙

- 1 市民の安全・安心を確保するため、操縦者に対する安全教育の徹底及び航空機の整備等における安全管理に万全を期すこと。
  - ・浜松基地における全ての航空機の運行について、事故を未然に防ぐための対策を徹底すること。
  
- 2 生活環境に支障を来たさないよう、騒音対策に最大限の配慮をすること。
  - (離着陸回数の軽減について)
    - ・離着陸回数の軽減案（シミュレータを活用した訓練、他の飛行場を利用した航法訓練及び離着陸訓練）を確実に実施することにより、騒音の影響を軽減すること。
  - (防音対策について)
    - ・学校等の防音工事については、早期に騒音測定を実施し着工できるようにすること。
    - ・住宅防音工事における待機世帯の早期解消を図ること。
    - ・住宅防音工事対象区域内の告示後住宅が防音工事に着手できるよう、予算措置を講じること。
    - ・空気調和機器機能復旧工事については、住宅防音工事希望届を受理後、遅滞なく工事に着手できるようにすること。
    - ・住宅防音工事の対象となる工事の内容を拡充すること。
    - ・部隊移動後、住宅防音工事対象区域見直しのための騒音測定を実施し、建築年次に関わらず全ての住宅が住宅防音工事の対象となるよう、再指定告示をすること。
    - ・住宅防音工事における事務手続きを簡素化すること。
    - ・住宅防音工事の施工後も、テレビ放送の「聴取障害」が発生していることから、NHK放送受信料の助成制度の見直しについては、再考すること。
  - (その他)
    - ・検討結果を踏まえた具体的な騒音対策等について、できる限り速やかに市へ報告するとともに、市民に周知すること。
  
- 3 生活環境整備について一層の対策を講じるとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び防衛施設周辺整備事業について、これまで以上の措置をすること。
  - ・特定防衛施設周辺整備調整交付金は、公共用の施設の整備及び生活環境の改善に寄与する事業における貴重な財源であり、特定防衛施設の所在しない市町村に比べ多くの負担を余儀なくされている事情に鑑み、大幅に増額すること。
  - ・湖東和合線などの道路改良工事や学習等供用施設などの民生安定助成施設の改修工事など、防衛施設周辺整備事業について、十分な措置をすること。
  - ・基地周辺にある移転跡地について、植栽樹木等の剪定及び除草などの適正な管理を行い、住環境の改善をすること。